

主な指摘事項【就労継続支援A型】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書の以下の点について追記・修正を行うこと。今後については追記・修正を行った重要事項説明書にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、追記・修正があることを説明し同意を得ること。 ①事業の主たる対象とする障害の種類を運営規程に準じた内容とすること。	1件
報酬	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録については、サービスの提供を行ったことについて利用者からの確認を得る必要があるため、すべての記録において適切に利用者からの確認を得ること。 サービス提供実績記録票において、サービス提供の都度、その記載内容を提示し、利用者から確認を受けること。	1件
運営	就労継続支援A型計画の作成等	アセスメント及びモニタリングに当たっては、サービス管理責任者が利用者面接して行い、記録において、面接実施日及び面接者氏名を明記するなどしてその事実を明らかにすること。 サービス管理責任者は、利用者等のほかに、指定特定相談支援事業者等に対しても就労継続支援A型計画を交付すること。また当該計画において、指定特定相談支援事業者等への交付日を明記するか、別途記録を作成するなどして、その事実が分かるようにすること。 サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等との相互連携を図るために、当該事業者等が実施するサービス担当者会議に参加し、また、利用者に係るモニタリング結果を相互に交付するなどして連携強化を図ること。更に、これらを行ったことが分かる記録を作成し、事業所に保管すること。	1件
運営	運営規程	運営規程の以下の点について追記・修正し、当該追記等に係る変更の届け出を市障害福祉課宛てに提出すること。 ①支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額（第8条）に関する記載が実態と異なるため、実態に合わせて修正すること（食事の提供に要する費用）。 ②通常の事業の実施地域に関する記載が実態と異なるため、修正すること。 ③緊急時等における対応方法に関する事項を追記すること。	1件
運営	勤務体制の確保等	従業者の雇用契約書について、職種や勤務場所が不明確であったため、これらを明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務形態を明確にすること。	1件
運営	衛生管理等	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施し、その事実が分かる記録を作成し事業所に保管すること。	1件
運営	施設外就労	施設外就労について規則を設け、必要な事項について定めること。	1件